

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月12日

【四半期会計期間】 第99期第3四半期
(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 京王電鉄株式会社

【英訳名】 Keio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 紅 村 康

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号
(注)本社業務は下記本社事務所において行っております。
(本社事務所) 東京都多摩市関戸一丁目9番地1

【電話番号】 042(337)3135

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部経理担当課長 村 上 公 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市関戸一丁目9番地1

【電話番号】 042(337)3135

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部経理担当課長 村 上 公 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第3四半期 連結累計期間	第99期 第3四半期 連結累計期間	第98期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
営業収益 (百万円)	333,065	329,990	447,508
経常利益 (百万円)	35,568	35,333	39,281
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	23,307	24,351	27,213
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	17,214	27,244	21,897
純資産額 (百万円)	363,342	389,149	368,022
総資産額 (百万円)	878,703	877,867	889,341
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	190.88	199.43	222.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	41.3	44.3	41.3

回次	第98期 第3四半期 連結会計期間	第99期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	67.01	69.09

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

a 経営成績の分析

(単位：百万円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	前年同期比 (%)	(参考) 前連結会計年度
連結営業収益	333,065	329,990	3,074	0.9	447,508
連結営業利益	35,688	36,164	475	1.3	40,078
連結経常利益	35,568	35,333	234	0.7	39,281
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	23,307	24,351	1,044	4.5	27,213
連結E B I T D A	62,578	63,029	450	0.7	76,731
連結減価償却費	26,586	26,561	25	0.1	36,248

(注) 連結E B I T D Aは、連結営業利益 + 減価償却費 + のれん償却額により算出しております。

当第3四半期連結累計期間(2019年4月1日~2019年12月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦や自然災害、消費税率引上げの影響などにより、先行き不透明な状況が続きました。

このような情勢のもとで、当社グループは、2018年度を初年度とする「京王グループ中期3カ年経営計画」に基づき、戦略投資案件の収益化および事業の選択と集中など、“成長の実現”に向けた諸施策を推進しております。

その結果、連結営業収益は、運輸業およびその他業で増収となったものの、流通業、不動産業およびレジャー・サービス業で減収となり、3,299億9千万円(前年同期比0.9%減)、連結営業利益は、運輸業およびその他業で増益となったことから361億6千4百万円(前年同期比1.3%増)となりました。連結経常利益は353億3千3百万円(前年同期比0.7%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は、固定資産売却益の増加などにより243億5千1百万円(前年同期比4.5%増)となりました。

なお、連結E B I T D Aは、630億2千9百万円(前年同期比0.7%増)となりました。

また、連結減価償却費は、265億6千1百万円(前年同期比0.1%減)となりました。

(運輸業)

鉄道事業では、2019年10月に相模原線の加算運賃引下げを実施したことによる影響などがあったものの、雇用情勢の改善や沿線人口の増加に加え、消費税率引上げ前の定期券等の駆け込み購入があったことなどにより、旅客運輸収入が0.5%増(うち定期1.4%増、定期外0.2%減)となったほか、「京王ライナー」の座席指定料金収入の増加などにより増収となりました。また、バス事業では、高速バスなどで増収となりました。これらの結果、営業収益は1,003億5千6百万円(前年同期比0.3%増)、営業利益は156億5千6百万円(前年同期比2.7%増)となりました。

(流通業)

百貨店業では、インバウンド売上が好調に推移したものの、天候不順や消費税率引上げの影響などにより減収となりました。一方、ストア業では、前年度に開業した店舗が寄与したことなどにより増収となりました。これらの結果、営業収益は1,251億3百万円(前年同期比0.2%減)、営業利益は39億4千7百万円(前年同期比8.4%減)となりました。

(不動産業)

不動産賃貸業では、前年度に取得した物件が寄与したことなどにより増収となりました。一方、不動産販売業では、リノベーション物件や投資用マンションの売上減などにより減収となりました。これらの結果、営業収益は313億9千7百万円(前年同期比11.3%減)、営業利益は76億8千1百万円(前年同期比2.9%減)となりました。

(レジャー・サービス業)

ホテル業では、「京王プラザホテル(新宿)」で宴会部門の受案件数の減少などがあったものの、前年度に開業した「京王プレミアホテル 京都烏丸五条」、2019年5月に開業した「京王プレミアホテル 札幌」が寄与したことなどにより増収となりました。一方、旅行業では、取扱高の減少などにより減収となりました。これらの結果、営業収益は591億7百万円(前年同期比2.5%減)、営業利益は61億1千1百万円(前年同期比1.0%減)となりました。

(その他業)

ビル総合管理業や車両整備業では、受注増などにより増収となりました。これらの結果、営業収益は406億5千2百万円(前年同期比2.9%増)、営業利益は30億3千3百万円(前年同期比15.0%増)となりました。

[鉄道事業輸送人員と旅客運輸収入]

			前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前年同期比(%)
輸送人員	定期	千人	306,278	312,537	2.0
	定期外	"	207,659	208,265	0.3
	計	"	513,937	520,802	1.3
旅客運輸収入	定期	百万円	27,013	27,396	1.4
	定期外	"	35,016	34,943	0.2
	計	"	62,030	62,340	0.5

[業種別営業収益]

(単位 : 百万円)

	業種別	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前年同期比 (%)	(参考) 前連結会計年度
運輸業	鉄道事業	64,922	65,441	0.8	86,179
	バス事業	27,770	27,951	0.7	36,542
	タクシー業	9,907	9,390	5.2	13,022
	その他	2,079	2,039	2.0	2,646
	消去	4,583	4,466		6,166
	営業収益	100,097	100,356	0.3	132,224
	営業利益	15,249	15,656	2.7	14,710
流通業	百貨店業	67,487	66,863	0.9	89,535
	ストア業	38,089	38,558	1.2	50,327
	書籍販売業	4,835	4,518	6.6	6,447
	ショッピングセンター事業	10,822	11,009	1.7	14,384
	その他	9,003	9,036	0.4	12,130
	消去	4,877	4,881		6,402
	営業収益	125,361	125,103	0.2	166,423
	営業利益	4,307	3,947	8.4	5,138
不動産業	不動産賃貸業	26,376	27,727	5.1	35,497
	不動産販売業	13,793	10,727	22.2	20,966
	その他	1,801	2,031	12.8	2,463
	消去	6,570	9,089		8,922
	営業収益	35,400	31,397	11.3	50,004
	営業利益	7,911	7,681	2.9	9,433
レジャー・サービス業	ホテル業	40,443	42,602	5.3	54,633
	旅行業	14,062	10,749	23.6	17,686
	広告代理業	8,474	9,016	6.4	12,556
	その他	5,276	5,050	4.3	6,831
	消去	7,660	8,310		11,231
	営業収益	60,596	59,107	2.5	80,477
	営業利益	6,169	6,111	1.0	6,983
その他業	ビル総合管理業	16,839	17,383	3.2	25,845
	車両整備業	6,243	6,679	7.0	10,100
	建築・土木業	12,190	11,386	6.6	23,730
	その他	5,700	6,607	15.9	7,870
	消去	1,476	1,404		2,356
	営業収益	39,496	40,652	2.9	65,191
	営業利益	2,637	3,033	15.0	5,247

b 財政状態の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当第3四半期 連結会計期間	増減額
総資産	889,341	877,867	11,473
負債	521,319	488,718	32,600
純資産	368,022	389,149	21,127
負債及び純資産	889,341	877,867	11,473
有利子負債	338,376	320,699	17,677

(注)有利子負債は、借入金 + 社債により算出しております。

当第3四半期連結会計期間の総資産は、譲渡性預金の減少などにより114億7千3百万円減少し8,778億6千7百万円となりました。

負債は、工事代金の支払いや第30回無担保社債の償還などにより326億円減少し4,887億1千8百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上などにより211億2千7百万円増加し3,891億4千9百万円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間の有利子負債は3,206億9千9百万円となりました。

c 対処すべき課題

当社グループにおける対処すべき課題を以下に記載します。なお、記載内容は四半期報告書提出日(2020年2月12日)現在のものです。

(1) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針の内容

当社グループが企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益(以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。)を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア．企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

イ．コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計・法律に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との協議・交渉等の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、ア．当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、またはイ．当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を適用対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、

買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役、社外監査役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できます。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとし、

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとし、また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記 に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記 の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ア．経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- イ．本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ウ．経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされていること
- エ．合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- オ．独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- カ．当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- キ．デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

d 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	316,046,000
計	316,046,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	128,550,830	128,550,830	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	128,550,830	128,550,830		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年12月31日		128,550		59,023		32,019

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,448,600 (相互保有株式) 普通株式 30,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,892,500	1,218,925	同上
単元未満株式	普通株式 179,730		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	128,550,830		
総株主の議決権		1,218,925	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式が35株、証券保管振替機構名義の株式が60株含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 京王電鉄株式会社	東京都新宿区新宿 3丁目1-24	6,448,600		6,448,600	5.02
(相互保有株式) 関東バス株式会社	東京都中野区東中野 5丁目23-14	30,000		30,000	0.02
計		6,478,600		6,478,600	5.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,963	38,829
受取手形及び売掛金	45,144	34,691
有価証券	19,200	7,000
商品及び製品	12,977	13,180
仕掛品	23,031	29,565
原材料及び貯蔵品	2,159	2,343
その他	6,677	8,276
貸倒引当金	45	37
流動資産合計	148,109	133,850
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	342,882	335,216
土地	228,209	226,571
建設仮勘定	28,413	36,511
その他(純額)	48,181	45,581
有形固定資産合計	647,687	643,880
無形固定資産	14,049	12,709
投資その他の資産		
投資有価証券	52,968	61,764
その他	26,664	25,800
貸倒引当金	139	138
投資その他の資産合計	79,494	87,427
固定資産合計	741,231	744,017
資産合計	889,341	877,867

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,058	17,620
短期借入金	70,998	71,955
1年内償還予定の社債	20,000	10,000
未払法人税等	6,625	6,051
引当金	4,646	4,109
その他	91,449	79,153
流動負債合計	212,780	188,889
固定負債		
社債	120,000	120,000
長期借入金	127,377	118,744
退職給付に係る負債	21,266	21,483
その他	39,894	39,601
固定負債合計	308,538	299,828
負債合計	521,319	488,718
純資産の部		
株主資本		
資本金	59,023	59,023
資本剰余金	42,011	42,011
利益剰余金	274,501	292,747
自己株式	19,542	19,549
株主資本合計	355,994	374,233
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,527	13,863
為替換算調整勘定	8	3
退職給付に係る調整累計額	1,186	754
その他の包括利益累計額合計	11,723	14,621
非支配株主持分	304	294
純資産合計	368,022	389,149
負債純資産合計	889,341	877,867

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
営業収益	333,065	329,990
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	261,435	256,247
販売費及び一般管理費	35,940	37,577
営業費合計	297,376	293,825
営業利益	35,688	36,164
営業外収益		
受取利息	153	17
受取配当金	1,176	1,297
持分法による投資利益	119	21
雑収入	1,331	500
営業外収益合計	2,781	1,837
営業外費用		
支払利息	2,640	2,357
雑支出	260	310
営業外費用合計	2,901	2,667
経常利益	35,568	35,333
特別利益		
固定資産売却益	538	1,732
工事負担金等受入額	142	232
その他	21	109
特別利益合計	702	2,074
特別損失		
固定資産除却損	613	716
固定資産圧縮損	109	209
その他	1,064	516
特別損失合計	1,786	1,442
税金等調整前四半期純利益	34,484	35,966
法人税等	11,164	11,620
四半期純利益	23,320	24,345
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	13	5
親会社株主に帰属する四半期純利益	23,307	24,351

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	23,320	24,345
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,452	3,335
退職給付に係る調整額	655	432
持分法適用会社に対する持分相当額	2	4
その他の包括利益合計	6,105	2,898
四半期包括利益	17,214	27,244
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	17,201	27,249
非支配株主に係る四半期包括利益	13	5

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 持分法適用の範囲の重要な変更

前連結会計年度に持分法適用の子会社でありました上海京櫻商貿有限公司は清算が完了したため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

1. 税金費用の計算

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

下記の債務保証を行っております(金融機関からの借入金に対する債務保証であります)。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
小山片所土地地区画整理組合(注)	1,800 百万円	1,800 百万円
社員住宅融資	130 "	92 "
住宅ローン利用者	80 "	"
計	2,010 百万円	1,892 百万円

(注) 小山片所土地地区画整理組合については、連帯保証極度額を記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	26,586 百万円	26,561 百万円
のれん償却額	303 百万円	303 百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,052	25.00	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金
2018年11月5日 取締役会	普通株式	3,052	25.00	2018年9月30日	2018年11月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,052	25.00	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金
2019年11月5日 取締役会	普通株式	3,052	25.00	2019年9月30日	2019年11月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・ サービス業	その他業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益	100,097	125,361	35,400	60,596	39,496	360,952	27,887	333,065
セグメント利益	15,249	4,307	7,911	6,169	2,637	36,276	587	35,688

(注)1. セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去額です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・ サービス業	その他業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益	100,356	125,103	31,397	59,107	40,652	356,617	26,627	329,990
セグメント利益	15,656	3,947	7,681	6,111	3,033	36,430	266	36,164

(注)1. セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去額です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益	190.88円	199.43円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	23,307	24,351
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	23,307	24,351
普通株式の期中平均株式数(千株)	122,104	122,102

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、以下の条件で第40回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 社債総額 10,000百万円
- (2) 利率 年0.205%
- (3) 払込金額 社債の金額100円につき金100円
- (4) 償還金額 社債の金額100円につき金100円
- (5) 払込期日(発行日) 2020年1月30日
- (6) 償還期限 2030年1月30日
- (7) 担保 無担保
- (8) 資金の用途 社債償還により減少した手元資金に充当

2 【その他】

第99期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）中間配当について、2019年11月5日開催の取締役会において、2019年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	3,052百万円
1株当たりの金額	25円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年11月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月12日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横 澤 悟 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金 井 睦 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている京王電鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。